

# 第7回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成27年7月3日(金)

開会 午後3時00分

閉会 午後5時00分

2. 場 所 市役所大会議室(4階)

3. 出 席 22名

4. 欠 席 1名

| 議席 | 氏 名    | 出席 | 議席 | 氏 名    | 出席 | 議席 | 氏 名   | 出席 |
|----|--------|----|----|--------|----|----|-------|----|
| 1  | 山口 友三郎 | ○  | 11 | 草場 道治  | ○  | 21 | 山口 満子 | ○  |
| 2  | 池田 良一  | ○  | 12 | 田代 三義  | ○  | 22 | 中島 徳雄 | ○  |
| 3  | 井手 憲一郎 | ○  | 13 | 松本 初雄  | ○  | 23 | 平林 博文 | ○  |
| 4  | 西山 哲   | ○  | 14 | 木須 修   | ○  |    |       |    |
| 5  | 内海 敏光  | ○  | 15 | 岸本 熊一  | ○  |    |       |    |
| 6  | 米岡 省子  | ○  | 16 | 山口 光壽  | ○  |    |       |    |
| 7  | 松尾 雅宏  | 欠  | 17 | 古賀 正春  | ○  |    |       |    |
| 8  | 前田 節朗  | ○  | 18 | 福田 義晴  | ○  |    |       |    |
| 9  | 松本 健一郎 | ○  | 19 | 江向 信夫  | ○  |    |       |    |
| 10 | 島田 義忠  | ○  | 20 | 橋口 忠次郎 | ○  |    |       |    |

議事録署名者 3番 井手 憲一郎

22番 中島 徳雄

5. 事務局職員

| 職 名  | 氏 名   | 職 名 | 氏 名   |
|------|-------|-----|-------|
| 事務局長 | 松岡 猛彦 | 農地係 | 久保 克明 |
| 農地係  | 松尾 希美 |     |       |

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

|         |   |       |
|---------|---|-------|
| 議案 第33号 | 農地法第5条の申請について                                 | ( 2件) |
| 議案 第34号 | 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について                        | ( 1件) |
| 議案 第35号 | 農地法第4条の申請について                                 | ( 4件) |
| 議案 第36号 | 農地法第3条の申請について                                 | ( 4件) |
| 議案 第37号 | 農地法第3条許可の取消願いについて                             | ( 2件) |
| 議案 第38号 | 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について<br>(利用権設定 通年 14件) |       |

8. 報告事項

|         |                     |       |
|---------|---------------------|-------|
| 報告 第11号 | 農地法第18条第6項通知の受理について | ( 2件) |
|---------|---------------------|-------|

9. 連絡事項

なし

|        |  |              |               |    |        |                            |    |        |               |    |        |               |    |        |                   |    |        |                             |              |
|--------|--|--------------|---------------|----|--------|----------------------------|----|--------|---------------|----|--------|---------------|----|--------|-------------------|----|--------|-----------------------------|--------------|
| 議長     | <p>みなさん、こんにちは。<br/>(挨拶)</p>  |              |               |    |        |                            |    |        |               |    |        |               |    |        |                   |    |        |                             |              |
| 議長     | <p>それでは、ただいまより第7回農業委員会会議を開会します。<br/>本日の欠席者は1名で、7番松尾委員が欠席となっております。<br/>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。<br/>今回は3番 井手委員、22番 中島委員です。<br/>事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、6つです。</p> <table data-bbox="336 875 1394 1368"> <tr> <td>議案第33号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第34号</td> <td>農地転用許可後の事業計画変更承認<br/>申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第35号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第36号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第37号</td> <td>農地法第3条許可の取消願いについて</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第38号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について</td> <td>利用権設定 通年 14件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、1つです。<br/>報告第11号 農地法第18条第6項通知の受理について 2件<br/>となっております。</p> | 議案第33号       | 農地法第5条の申請について | 2件 | 議案第34号 | 農地転用許可後の事業計画変更承認<br>申請について | 1件 | 議案第35号 | 農地法第4条の申請について | 4件 | 議案第36号 | 農地法第3条の申請について | 4件 | 議案第37号 | 農地法第3条許可の取消願いについて | 2件 | 議案第38号 | 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について | 利用権設定 通年 14件 |
| 議案第33号 | 農地法第5条の申請について  | 2件           |               |    |        |                            |    |        |               |    |        |               |    |        |                   |    |        |                             |              |
| 議案第34号 | 農地転用許可後の事業計画変更承認<br>申請について   | 1件           |               |    |        |                            |    |        |               |    |        |               |    |        |                   |    |        |                             |              |
| 議案第35号 | 農地法第4条の申請について  | 4件           |               |    |        |                            |    |        |               |    |        |               |    |        |                   |    |        |                             |              |
| 議案第36号 | 農地法第3条の申請について  | 4件           |               |    |        |                            |    |        |               |    |        |               |    |        |                   |    |        |                             |              |
| 議案第37号 | 農地法第3条許可の取消願いについて  | 2件           |               |    |        |                            |    |        |               |    |        |               |    |        |                   |    |        |                             |              |
| 議案第38号 | 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について  | 利用権設定 通年 14件 |               |    |        |                            |    |        |               |    |        |               |    |        |                   |    |        |                             |              |
| 議長     | <p>それでは、議事に入ります。<br/>議案第33号 農地法第5条の申請2件について事務局から説明<br/>をお願いします。</p>  |              |               |    |        |                            |    |        |               |    |        |               |    |        |                   |    |        |                             |              |

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>議案第33号 農地法第5条の申請2件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、27番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ、平面図が4ページになります。</p> <p>申請地は、瀬戸町中通地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。なお、譲渡人が既に土地の造成をされ砂利を入れられていたことについて始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、28番になります。</p> <p>図面は、案内図が5ページ、字図が6ページ、土地利用計画図断面図、平面図が7ページ、カーポートの平面図が8ページになります。</p> <p>申請地は、大川内町正力坊地区です。</p> <p>譲受人が一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の</p> |
|-----|--|

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | <p>(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第33号農地法第5条の申請2件については以上です。</p>  |
| 議長   | <p>それでは、農地法第5条27番について担当委員から説明をお願いします。</p>  |
| 担当委員 | <p>ここのですね、譲受人には5月の14日ぐらいに印鑑を押していたものですから、6月にかかってくるかなと思ったら、かからなくて。事務局に尋ねたりしていましたが、今回、出ておりました。家がですね、中通の狭い道で椿の方に行くとか、あるのですが。その近くなもので、ちょうど家の裏が崖崩れ、岩があつてですね、恐ろしいという事で。土地を探している、宅地を移転したいということで話がありました。ここは通った方御存じだと思いますけど。セブンイレブンの横のバス停のこの広場ですけど。駐在所があつてその手前に元警察官の家があつて、その手前の宅地ですね、宅地というか畑を。始末書あるように、私もそこは、もう宅地になつてるのかなと思つておりましたけど、まだ、地目は畑でした。そこをですね、隣接者の許可とか、生産組合長さんたちの許可を頂いておられまして、私もそこに同意しています。あの家はずっともう、宅地化されて問題はないと思いますので、どうぞよろしく御審議の程、御願います。</p> |

|      |  |
|------|--|
| 議長   | <p>27番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特にないようですので、続きまして、5条の28番について担当委員から説明をお願いします。</p>   |
| 担当委員 | <p>この土地の前には、今現在店舗ができております。そこの裏の方をぐるっと田んぼがございますが、長ひよろい田でですね。そこを譲受人が譲り受けたいという事で私のところに相談に来られました。私も現地の方は確認しておりましたので、同意者に判を押ささせていただきました。どうか御協議ください。</p>                                     |
| 議長   | <p>5条28番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第33号 農地法第5条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第34号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件について事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局  | <p>議案第34号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件について御説明します。</p> <p>議案の2ページ、1番になります。</p> <p>図面は、案内図が9ページ、字図が10ページ、変更前の土地利用計画図が11ページ、平面図が12ページ、断面図が13ページ、変更後の土地利用計画図が14ページ、断面図が15～16ページになります。</p>          |

|      |   |
|------|---|
| 事務局  | <p>申請地は、東山代町長浜地区です。</p> <p>こちらの案件は、平成26年9月に資材置場及び駐車場を建設する計画で許可を受けておられましたが、事業計画に変更があったため、転用許可後の事業計画変更承認申請が出ております。</p> <p>今回の変更内容としましては、計画敷地内に水路があるのですが、土地の有効利用について再検討した結果、水路により敷地が分断されると長期の土地の利用に支障をきたすということになり水路を国道沿いの西側へ付替えるよう計画変更をされております。転用事業者、転用目的、転用面積に変更はありません。</p> <p>議案第34号農地転用許可後の事業計画変更承認申請は1件です。</p> |
| 議長   | <p>それでは、農地転用許可後の事業計画変更承認申請1番について担当委員から説明をお願いします。</p>  |
| 担当委員 | <p>先程の事務局の説明そのままなんですけど。あそこはですね、敷地内に水路があって駐車場をするのに橋を架けないといけないような状態になるから、そうじゃなくて、橋をしなくていいように付け替えをしたいからということで、今回話がありました。生産組合長さん区長さんの印鑑もありましたので私も同意しました。御検討宜しく御願います。</p>  |
| 議長   | <p>1番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第34号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として</p>  |

|     |   |
|-----|---|
| 議長  | <p>意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第35号 農地法第4条の申請4件について事務局から説明をお願いします。</p>  |
| 事務局 | <p>議案第35号 農地法第4条の申請4件について御説明します。</p> <p>議案の3ページ、15番になります。</p> <p>図面は、案内図が17ページ、字図が18ページになります。</p> <p>申請地は、大川内町正力坊地区です。</p> <p>申請人が、植林するための申請です。なお、申請人が既に植林をしていたことについて始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、16番になります。</p> <p>図面は、案内図19ページ、字図が20ページになります。</p> <p>申請地は、山代町西大久保地区です。</p> <p>申請人が、植林するための申請です。なお、申請人が既に植林をしていたことについて始末書が添付されております。</p> |



|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、17番になります。</p> <p>図面は、案内図21ページ、字図が22ページ、土地利用計画図が23ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町屋敷野地区です。</p> <p>申請人が、太陽光発電設備を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、18番になります。</p> <p>図面は、案内図24ページ、字図が25ページになります。</p> <p>申請地は、大川町駒鳴地区です。</p> <p>申請人が、植林するための申請です。なお、申請人が既に一部に植林をしていたことについて始末書が添付されております。</p> |
|-----|---|

|       |   |
|-------|---|
| 事務局   | <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第35号 農地法第4条の申請については以上4件です。</p> |
| 議長    | <p>それでは、15番について担当委員から説明をお願いします。</p>   |
| 担当委員  | <p>申請者は畑を持っておりますが、もう山にしたいという事で相談がありました。でも、見に行ったらもう植林してありました。この方はですね、畑を作る人もいないし、一応もう、終活をされているという事で申されました。現地も確認しまして判を押したところでございます。御検討下さい。</p>   |
| 議長    | <p>15番について、御意見、御質問はございませんか。</p>   |
| 20番委員 | <p>何年ぐらい植林したようになってますか。</p>  |
| 担当委員  | <p>もう、だいぶ木は太くなってましたね。農道の3尺道はありますが、切り出す事もできないでしょう。</p>   |
| 議長    | <p>他にないですか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>他にないようですので、それでは、16番について担当委員から説明をお願いします。</p>  |

|      |   |
|------|---|
| 担当委員 | <p>現地はですね、19ページを見ていただきたいと思いますけど。山代町西大久保の人形石山という地すべりの地帯がありますけど。あの上の方ですね、道も地図ではありますけど実際行くと無いようなですね、本当に山の中の所でございます。農業委員会の事務局と一緒に現地を確認致しました。もうすでに木が植えてありまして、元の山に戻ったような状況じゃないかなと思っております。御審議の程宜しく御願ひ致します。</p> |
| 議長   | <p>16番について、御意見、御質問はございませんか。</p>   |
| 事務局  | <p>先程の15番の件ですが。昭和55年頃植林をされたという事になっております。今の16番の分は、昭和50年頃植林をされたという事です。</p>  |
| 議長   | <p>他にありませんか。<br/> &lt;なし&gt;<br/> 特にないようですので、続きまして、17番について担当委員から説明をお願いします。</p>  |
| 担当委員 | <p>家の前の方の畑を太陽光発電で農地転用されたんですけど、今度は道路隔てて裏の方の畑に太陽光発電の設備を設置するという事で申請に来られました。隣接者の印、区長、生産組合長の印もありましたので、私も了諾致しました。以上です。</p>  |
| 議長   | <p>17番について、御意見、御質問はございませんか。<br/> &lt;なし&gt;<br/> 特にないようですので、続きまして、18番について担当委員か</p>  |

|      |   |
|------|---|
| 議長   | ら説明をお願いします。   |
| 担当委員 | 案内図が24ページですね。駒鳴の下の方で、もうすぐ相知にかかるところの山の上ですね。山の中で。次のページにありますが、下に広いところがありますが、そこを〇〇さんが梨をされておりました。その時、上の森林組合の土地も借りてからですね、梨を作っておられました。2年前亡くなられて。それでもう梨をやめられまして、それで戻されまして森林組合の方がクヌギを植えて。畑になっていると思っていなくて植えておられた。そしてちょっと調べたら畑だったので、変更しないといけないという事で提出されております。以上です。 |
| 議長   | 18番について、御意見、御質問はございませんか。  |
| 2番委員 | 手前の広いところの梨はそのまましているのですか。  |
| 担当委員 | いえ、もう〇〇さんが亡くなってからは全部やめてます。  |
| 2番委員 | では全部荒れているのですか。  |
| 担当委員 | 荒れてるといふか、まだ2年くらいなので、事務局の方と見てまいりましたけど。   |
| 事務局  | はい。木は切ってありました。  |
| 8番委員 | 話違いかもしれませんが、これは、この辺全て駒鳴生産森林組合の土地ですか   |
| 担当委員 | 上だけですね。L字になっているところだけです。   |
| 8番委員 | 〇〇さんの土地じゃなかったわけです。  |
| 担当委員 | 大枠で書いてあるところが森林組合の土地です。  |

|       |   |
|-------|---|
| 事務局   | 借りてらっしゃったんですね。借りて梨を作られてて、それで、戻ってきたので、使いようがないので植林したいと。   |
| 8 番委員 | 亡くなられて、あとで名義が生産森林組合だったとわかった。  |
| 事務局   | 〇〇さんも森林組合から借りていたのは御存じだった、森林組合自体も御存じだった、地籍調査が入った時に貸していたのもわかっていたということです。  |
| 議長    | <p>他にないですか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>他に無いようですので、議案第 3 5 号農地法第 4 条の申請 4 件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第 3 6 号農地法第 3 条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 事務局   | <p>議案第 3 6 号農地法第 3 条の申請について説明します。</p> <p>まず、議案は 4 ページ～7 ページになります。</p> <p>4 5 番から 4 8 番まで申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第 3 条の申請についての説明は以上です。</p> |

|     |  |
|-----|--|
| 議長  | <p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の4ページ～7ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>議案第36号農地法第3条の申請4件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第37号農地法第3条許可の取消願いについて説明を事務局からお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第37号農地法第3条許可指令書の取消し願いについてご説明します。</p> <p>議案は8ページになります。平成27年4月3日に農地法第3条の許可を受けられていましたが、1番については譲渡人の都合により、2番については譲受人の都合により許可の取り消し願いが出ております。</p> <p>農地法第3条許可指令書の取消し願いについての説明は以上2件です。</p>                            |
| 議長  | <p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条許可の取消願いについて、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>議案第37号農地法第3条許可の取消願いについて許可相当とします。</p>  |

|       |   |
|-------|---|
| 議長    | <p>続きまして、議案第38号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>  |
| 事務局   | <p>議案第38号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年14件について、御説明します。</p> <p>議案の9～10ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が12名、貸付人が14名で、面積は、田が27,092㎡、畑が9,920㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を11～17ページに掲げております。</p> |
| 事務局   | <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上14件です。</p>   |
| 議長    | <p>議案第38号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年14件について、御意見、御質問はございませんか。</p>   |
| 20番委員 | <p>黒川の120番の120kgと言ったら、4袋、2俵ですね。それで、採算が合うのでしょうか。</p>   |
| 事務局   | <p>120番について事務局も確認はしたのですが、これは再設定になっていまして、前と同じ、という回答しか受けられなかったのですよ。実際、高いですものね。高いので、高いですねという話をしてあるのですが、前と同じでいいです、という答えしか受けてないという受けた人間には確認をしました。一目で高いとわかったのですが、それ以上はもう言えないね、というところではあ</p>                               |

|        |  |
|--------|--|
| 事務局    | ったんですけど。   |
| 20 番委員 | 借りている人の歳はどれくらいの人ですか。   |
| 議長     | この借受人は、すぐ、自分の家の近くの田んぼで、区画整理したところで一枚が一人の地主じゃなくて二人三人とかいる田んぼがあるでしょう。それを借りて、田作ったり玉葱を裏作で作ったりで、ずーっと借りていらっしゃる。そしてこの貸人は一種の非農家みたいになってですね、貸して、圃場整備が終わってからずっと貸しっぱなしじゃないですか。ちょっと、あまりにも高すぎることは高すぎですね。 |
| 2 番委員  | 本人が良いと言っているから、どうしようもない。  |
| 8 番委員  | もともと、自分の家の近くですからね。そういう条件も良いですからね。あんまり安くもできないでしょう。  |
| 議長     | 本当に、家の真ん前というか、すぐ近くですからね。   |
| 16 番委員 | すいません、ちょっと聞きたいのですが。事務局の方に。119 番の畑を借りるようになっている 6 反 5 畝の場所はどこですか。  |
| 事務局    | 場所は、古賀に〇〇があるのは御存じですかね。結構荒れているところが広くありますが。その一番下の国営の所に貸付人の方の農地があって、そっちを借りられるみたいですね。右手が、今岳国営ですね。  |
| 議長     | 他にございませんでしょうか。<br><なし><br>無いようですので、議案第 38 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 14 件については申出  |



|     |   |
|-----|---|
| 議長  | <p>のとおりに決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第8号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>   |
| 事務局 | <p>報告第8号農地法第18条第6項通知の受理2件について御説明します。</p> <p>議案は18ページを御覧ください。</p> <p>18番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は転用される予定で、農地法第5条申請を上程しております。</p> <p>19番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は使用貸借される予定で、農地法第3条申請を上程しております。</p> <p>報告第8号については以上2件です。</p> |
| 議長  | <p>報告第8号農地法第18条第6項通知の受理2件について、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特にないようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第7回の農業委員会を閉会します。</p>   |
|     | <p>&lt;&lt;&lt;議事終了&gt;&gt;&gt;</p>   |

